

東京都エコ農産物認証マーク使用規程

制定 平成 25 年 6 月 24 日 25 産労農安第 321 号

第 1 目 的

この規程は、東京都エコ農産物認証要綱（平成 25 年 4 月 1 日付 25 産労農安第 1 号。以下、「要綱」という。）第 7 の規定に基づき知事の認証を受けた生産者が、別紙記載の「東京都エコ農産物認証マーク」（以下、「認証マーク」という。）を使用するにあたり、その適正な使用のために必要な事項を定める。

第 2 認証マークの使用及び使用の様態

- 1 認証生産者は、認証農産物の出荷袋、結束テープ、ダンボール箱等の包装資材に認証マークを使用することができる。
ただし、店頭で認証マークが入ったポスター、チラシ等を販売の宣伝のために使用するとき、同じ売り場にある認証を受けていない他の農産物まで認証を受けていると誤解されないよう適正に使用すること。
- 2 認証を受けていない農業団体、販売者等が認証マークの入ったポスター、チラシ等を宣伝のために使用するとき、あらかじめ別紙様式第 1 号により知事へ申請し、知事はその内容を審査のうえ許可する場合は別紙様式第 2 号により申請者へ通知する。
- 3 前項の規定によらず都内区市町村は、制度の紹介や周知を図る等の目的で作成する印刷物等に認証マークを使用することができる。

第 3 認証マークの改変の禁止

認証マークの図像は別紙に記載のとおりとし、改変することはできない。ただし、認証マークの色については、印刷する包装資材に合わせて緑色、黒色、白色など単色に変更することができる。

第 4 認証マークの使用の方法

- 1 認証マークの使用にあたっては、次のいずれかを認証マークに隣接して表記をしなければならない。
 - (1) 認証番号、氏名及び住所、電話番号、団体名及び生産者番号又は団体名及び氏名など、認証生産者が特定できる項目。
 - (2) 共同直売所等での販売において、認証生産者が特定できる項目。ただし、東京都エコ農産物認証要領（平成 25 年 4 月 1 日付 25 産労農安第 2 号。以下、「要領」という。）第 4 の 3 に定める団体での認証を受けている場合に限る。

- (3) 認証生産者が限定される個人直売所においては、(1) 及び (2) の認証生産者が特定できる事項の表示を省略することができる。
- 2 前項によるものの他、認証マークの使用にあたっては、制度の説明のため、都のホームページへのアクセスの手段を認証マークに隣接して表記をしなければならない。

第5 化学合成農薬及び化学肥料の使用量削減割合の表示

認証生産者は、認証農産物に次のとおり削減割合等を表示することができる。

- (1) 都内における化学合成農薬・化学肥料慣行使用基準から化学合成農薬及び化学肥料の使用量を25%以上削減した認証農産物
 - ① 化学合成農薬・化学肥料25%以上削減
または
 - ② 東京エコ25（化学合成農薬・化学肥料25%以上削減）
- (2) 都内における化学合成農薬・化学肥料慣行使用基準から化学合成農薬及び化学肥料の使用量を50%以上削減した認証農産物
 - ① 化学合成農薬・化学肥料50%以上削減
または
 - ② 東京エコ50（化学合成農薬・化学肥料50%以上削減）
- (3) 都内における化学合成農薬・化学肥料慣行使用基準から化学合成農薬及び化学肥料を使用しないで栽培した認証農産物
 - ① 化学合成農薬・化学肥料不使用
または
 - ② 東京エコ100（化学合成農薬・化学肥料不使用）

第6 認証マークの使用期間

認証マークの使用期間は、認証を受けている期間の範囲内とする。

第7 認証マークの使用料

認証マークの使用料は、無料とする。

第8 使用状況の報告

- 1 認証マークを使用した認証生産者は毎年3月末日までに、認証マークの使用状況を報告するものとする。
- 2 前項の規定による報告は、要領第10に定める様式（別紙様式第5号。ただし、団体の場合にあつては別紙様式第6号）により行うものとする。

第9 都の指導

- 1 知事は、認証マークの適切な使用を図るため、認証マークの使用者に対して必要な指導を行う。
- 2 知事は、前項の指導のため、認証マークの使用者に対して書類、商品、資材、媒体等を閲覧し、報告を求め、立入り等の現地調査を行う。

第10 認証マークの使用の禁止

- 1 知事は、次の事項のいずれかに該当する場合には要領第12の規定により認証の取り消しや認証マークの使用中止を命ずる。
 - (1) 正当な理由がなく、前条に規定する調査を拒み、又は指示に従わなかったとき。
 - (2) 本規程に定める事項に違反し、不適切な認証マークの使用が認められる場合。
 - (3) 第8に基づく使用状況報告書が提出されない場合。
 - (4) その他、認証マークの信用を損なう行為が認められる場合。
- 2 前項の規定により知事が認証マークの使用中止を命じた場合において、使用者又は使用者であった者は、この命令によって直接又は間接に生じた損害を東京都に請求することができない。

第11 その他

本規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

本規程は、平成25年6月24日から施行する。

別紙

東京都エコ農産物認証マークの図像



平成 年 月 日

東京都知事 殿

団体所在地

団 体 名

代表者氏名

印

認証マーク使用申請書

東京都エコ農産物認証マーク使用規程第2の2の規定により認証マークを使用したいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 使用するものの名称（例：ポスター、チラシ等）
- 2 大きさ
- 3 作成する数
- 4 使用場所（名称及び住所）及び使用期間（予定）
 - （1）使用場所
 - （2）使用期間 平成 年 月から平成 年 月まで
- 5 担当者連絡先等
 - （1）担当者所属及び氏名
 - （2）連絡先電話番号

（注：申請書の提出先は東京都農業振興事務所振興課農業環境係とする。）

（文書番号）
平成 年 月 日

殿

東京都知事 印

認証マーク使用許可通知書

平成 年 月 日付けで申請のあった認証マークの使用申請について、下記により使用を許可しますので通知します。

記

1 使用を許可するものの名称

2 使用を許可する場所及び期間

（1）使用場所

（2）使用期間 平成 年 月から平成 年 月まで

3 許可の条件

- （1）使用にあたっては、東京都エコ農産物認証マーク使用規程（平成 25 年 6 月 24 日付 25 産労農安第 321 号）に従って適切に使用してください。
- （2）許可したもの等への使用は、認証農産物の販売及び東京都エコ農産物認証制度の説明及び周知以外の目的に使用しないでください。
- （3）許可したもの等への不適切な使用実態等が認められたときには、使用中を命ずることがあります。